

報告第2号

専決処分について報告の件(その2)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年5月1日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

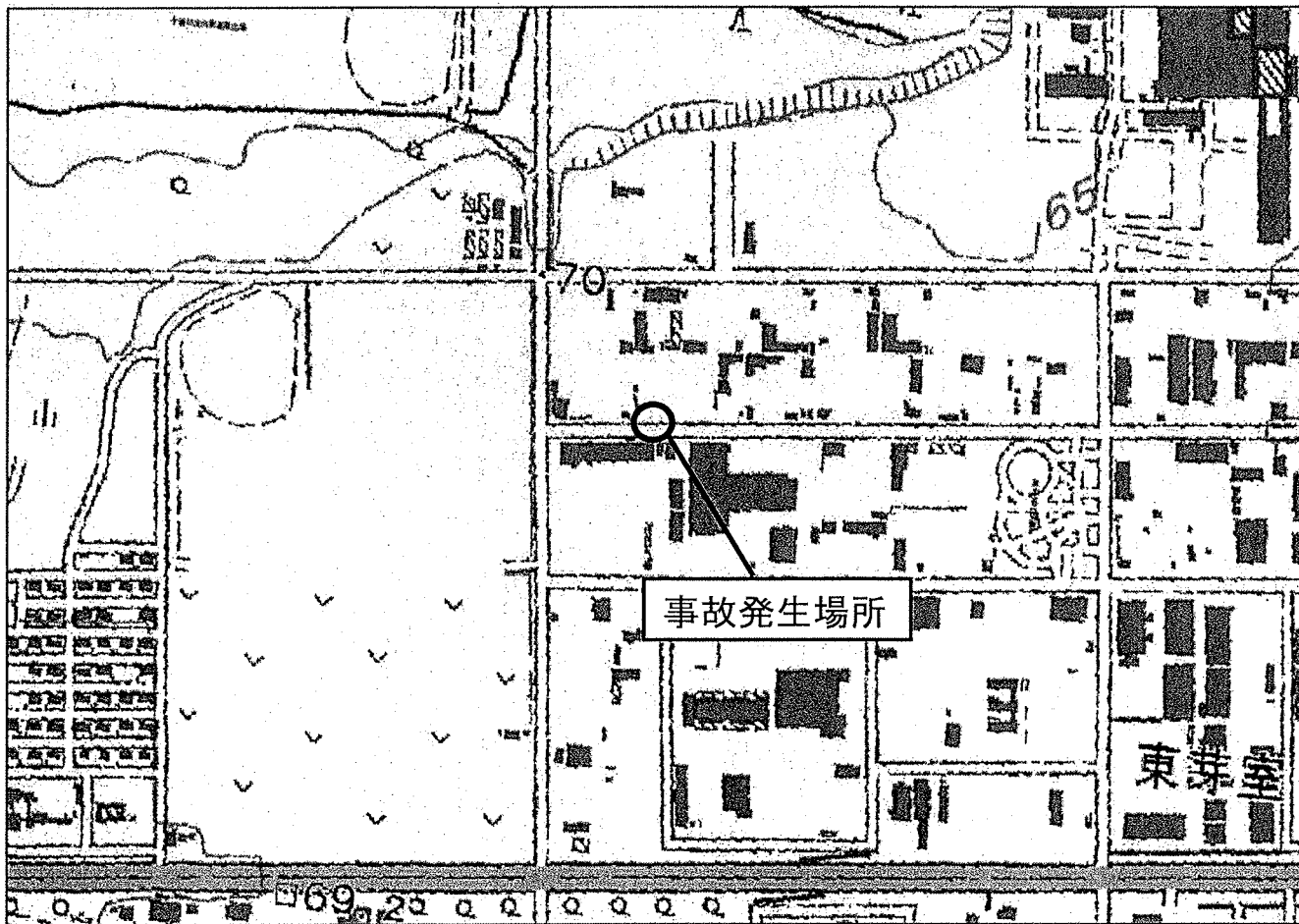
- 1 損害賠償の額 111,413円
- 2 損害賠償の相手方 芽室町東芽室基線23番地12
有限会社オカダオートパーツ
代表取締役 岡田 清

平成30年3月29日 専決処分

説 明

平成30年2月7日午前9時15分頃、町道東工北三号通を西から東にかけて路面
整正作業中、停車中の相手方車両の右ミラー及び運転席側ボディーを破損させたもの
であります。

位置図



事故発生状況図

至 芽室町市街

至 帯広市

町道 東工北三号通

